



# 佐賀県公報

平成18年  
7月31日  
(月曜日)  
第12786号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定 (四九九・河川砂防課) 一
- 道路の区域の変更 (五〇〇・道路課) 一
- 道路の供用開始 (五〇一・" ) 二
- 道路の区域の変更 (五〇二・" ) 二
- 道路の供用開始 (五〇三・" ) 二
- 随意契約の相手方等の公示 (情報・業務改革課) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域に指定するので、同法第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
伊万里市東山代町滝川内 菫蒲谷川	土石流	次の図のとおり
伊万里市二里町大里乙 福母三ア地区・福母三イ地区	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●佐賀県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月三十一日から平成十八年八月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	幅員メートル	延長メートル
佐賀市富士町大字上無津呂字賀倉二四〇〇番一地从先から	七四・六	七八三・〇
佐賀市富士町大字上無津呂字大東三〇九四番一地从先まで	一三・〇	
佐賀市富士町大字上無津呂字中田二三五八番一地从先から	一一・二	
佐賀市富士町大字上無津呂字大東三〇七三番二地从先まで	六・〇	二四二・九
前原富士線		
佐賀市富士町大字上無津呂字賀倉二四〇〇番一地从先から	七五・〇	七八三・〇
佐賀市富士町大字上無津呂字大東三〇九四番一地从先まで	一三・〇	
佐賀市富士町大字上無津呂字中田二三五八番一地从先から	一一・二	
佐賀市富士町大字上無津呂字大東三〇七三番二地从先まで	六・〇	二四二・九

●佐賀県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月三十一日から平成十八年八月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 前原富士線	佐賀市富士町大字上無津呂字賀倉二四〇〇番一地从先から	平成一八・八・一一
	佐賀市富士町大字上無津呂字中田二三三八番一地从先から	
県道 伊万里山内線	伊万里市立花町字小式原丙一六〇五番二地先まで	平成一八・七・三一
	伊万里市大坪町字小式原丙一六一番六地先から	

●佐賀県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月三十一日から平成十八年八月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の区域

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別		幅員メートル	延長メートル
		前	後		
県道 伊万里山内線	伊万里市大坪町字小式原丙一六一番六地先から	一六・二	二八・二	一六・四	四四・六
	伊万里市大坪町字小式原丙一六〇五番二地先まで	一六・二	一六・二		

●佐賀県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月三十一日から平成十八年八月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里山内線	伊万里市立花町字小式原丙一六〇四番一地从先から伊万里市大坪町字小式原丙一五六五番一地从先まで	平成一八・七・三一

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成18年7月31日

<p>収支等命令者 佐賀県統括本部副部长情報・業務改革課長事務取扱 迎 出</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 借入物品及び数量 統合連携システムに係る機器(運用機)設備及び稼動環境一式</li><li>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</li><li>3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。</li><li>4 契約の相手方を決定した日 平成18年6月28日</li><li>5 契約者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社佐賀 I D C 代表取締役 浅川 達夫 (2) 住所 佐賀市中の小路5番5号</li><li>6 契約価格 44,545,830円(消費税及び地方消費税額を含む。)</li><li>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課 (2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</li></ol>	
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

